



<正会員向け> ココヘリの補償制度



サポート1 個人賠償責任制度

MS&AD

三井住友海上

会員本人様が、登山計画を提出した登山活動中*に起こした
第三者に対する法律上の賠償責任を補償します。

- ※他人の身体の障害、または他人の財物の破損に関する賠償責任に限ります。
- ※発信機を携帯し、登山届・登山計画の提出を行った場合に適用されます。
- ※スキー・バックカントリースキー・スノーボード・バックカントリースノーボード・
スケート中は除きます。
- ※業務遂行中は除きます。

最大
1億円



サポート2 アウトドア用品補償

MS&AD

三井住友海上

アウトドア活動中の登山用品の破損(盗難)事故を
最大3万円まで補償します{免責金額(自己負担額)5,000円}。

「アウトドア用品補償」の対象となる登山用品

- | | | | |
|------------|---------|---------|-------------|
| ●テント | ●ヘッドランプ | ●スノーボード | ●ゴーグル |
| ●ヘルメット | ●ピッケル | ●ビンディング | ●トレッキングポール |
| ●アウトドアウォッチ | ●アイスバイル | ●タープ | ●トレッキンググローブ |
| ●GPS端末 | ●アイゼン | ●ツェルト | ●アウトドアカメラ |
| ●高度計 | ●寝袋 | ●コンロ | |
| ●雪崩ビーコン | ●スノーシュー | ●エアマット | |
| ●雨具 | ●スキー板 | ●ストック | |

※携帯電話のカメラはアウトドアカメラに
含みません。

最大
3万円

上記2つの補償については、あくまでココヘリに付帯するサービスとして
会員様に提供するものであり、一般的な保険契約とは異なります。

保険契約は会員様と保険会社の直接的な契約ではなく、
ココヘリを運営するAUTHENTIC JAPANと保険会社との間で締結されます。
その為、会員期間にかかわらず、補償内容や条件が期間中に変更となる場合があります。

上記変更が実施される場合には1ヶ月前までに会員様へメールでご案内差し上げます。
また最新の補償内容は会員マイページでご確認いただけます。



サポート1

「個人賠償責任制度」のご案内

1.対象事故

ココヘリ会員本人が、ココヘリサービス利用規約に則って行う

登山計画を提出した登山活動中*に起こした第三者に対する法律上の賠償責任を補償します。

※他人の身体の障害または他人の財物の破損に関する賠償責任に限ります。

※スキー・バックカントリースキー・スノーボード・バックカントリースノーボード・スケート中は除きます。

※発信機を携帯し、登山届・登山計画の提出を行った場合に適用されます。

※業務遂行中は除きます。

2.補償内容

【 支払限度額 】	1億円	【 示談代行サービス 】	
【 自己負担額 】	なし	事故が発生した際、保険会社の	
【 補償期間 】	会員 入会期間	専門担当者が示談交渉を対応します。	

※損害賠償請求権者が、保険会社と直接折衝することに同意しない場合等、当サービスを利用できない場合もあります。

3.事故発生時のご連絡先

取扱代理店	ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社
連絡先	〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 3-1-12 カネセ中央ビル 6F
電話番号	06-6241-2111
FAX番号	06-6241-2112
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部第二課
メールアドレス	cocoheli.jiko@worldins.co.jp
営業時間	【平日】9:00～17:00

4.事故発生時の初動対応の流れ

事故発生後

必要な処置、目撃者の有無等の確認、警察等への連絡を取っていただいた後

- ① 会員様の連絡先(お名前・住所・電話番号等)を被害者にお伝えください。
- ② 被害者の連絡先(お名前・住所・電話番号等)の確認をお願い致します。
- ③ 今後の事故対応の中で、保険会社より被害者宛に連絡させていただき旨のご了承をお取付ください。
- ④ 上記取扱代理店に、お電話もしくはメールにて事故報告をお願いします。
その際、以下を中心にご教示ください。
 - ① 会員様情報(会員ID・氏名)
 - ② 事故発生日時
 - ③ 事故内容(いつ・誰が・どこで・どのようにした結果・どのようになったのか)
 - ④ 被害者の情報(お名前・住所・電話番号)

※事故現場で、口約束や示談は絶対にしないでください。



サポート2

「アウトドア用品補償」のご案内



MS&AD

三井住友海上

1.対象商品

ココヘリ会員が所有するアウトドア用品のうち以下記載のもの。

- テント
- ヘルメット
- アウトドアウォッチ
- GPS端末
- 高度計
- 雪崩ビーコン
- 雨具
- ヘッドランプ
- ピッケル
- アイスパイル
- アイゼン
- 寝袋
- スノーシュー
- スキー板
- スノーボード
- ビンディング
- タープ
- ツエルト
- コンロ
- エアマット
- ストック
- ゴーグル
- トレッキングポール
- トレッキンググローブ
- アウトドアカメラ

※携帯電話のカメラはアウトドアカメラに含みません。

2.補償内容

- 【 保険の対象 】 上記記載のアウトドア用品
- 【 補償期間 】 会員 入会期間中
- 【 支払限度額 】 **3万円**※ / 免責金額(自己負担額) 5,000円
※修理費または時価額のいずれか安価な額を最大3万円まで補償します。
※『対象商品の修理』もしくは『代替製品の購入』が、保険金お支払の要件となります。
- 【 補償対象 】 発信機携行中のアウトドア活動中※に発生した事故(破損※1、盗難※2)
※登山・ボーイスカウト・スキー・スケート・その他これらに類する屋外活動中。
※1 経年劣化(使用に伴う消耗・摩耗・変質・変色など)は、補償対象外となります。
※2 紛失・置忘れは、補償対象外となります。
- 【 請求期間 】 事故発生日から30日以内
- 【 対象地域 】 日本国内で生じた損害を補償
- 【 請求回数制限 】 会員入会期間(1年)に1回まで

3.事故発生時のご連絡先

取扱代理店	ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社
連絡先	〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 3-1-12 カネセ中央ビル 6F
電話番号	06-6241-2111
FAX番号	06-6241-2112
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部第二課
メールアドレス	cocoheli.jiko@worldins.co.jp
営業時間	【平日】9:00~17:00

4.事故発生時の流れ

- ① 会員マイページより『事故連絡表』をダウンロードの上、必要事項をご記入ください。
- ② 『破損したアウトドア用品の写真』・『修理見積書(修理可能な場合)』をご準備頂き、
↓ 上記取扱代理店宛に、メール・FAX・郵送にてお送りください。

※修理不能の場合は、お手元の現品は回収させていただく場合がございますので、
お手続きが完了するまではお捨てにならないでください。

※盗難等の現品回収不可能な場合、『警察の盗難届』『購入時レシート・保証書等』の提出が要件となります。



「アウトドア用品補償制度」に関するご説明

保険の対象	ココヘリ会員が所有する登山用品のうち以下記載のもの ※携帯電話のカメラはアウトドアカメラに含みません。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●テント ●ヘルメット ●アウトドアウォッチ ●GPS端末 	<ul style="list-style-type: none"> ●高度計 ●雪崩ビーコン ●雨具 ●ヘッドランプ ●ピッケル ●アイスパイル ●アイゼン ●寝袋 ●スノーシュー ●スキー板 ●スノーボード ●ビンディング ●タープ ●ツエルト ●コンロ ●エアマット ●ゴーグル ●トレッキングポール ●トレッキンググローブ ●アウトドアカメラ
補償期間	会員入会日※(含む更新日)以降、会員有効期間内に発生した事故	
補償対象	発信機携帯中のアウトドア活動中に発生した事故	
請求回数	会員入会期間中(1年間)、通算1回まで	
保険金額 (支払限度額)	30,000円	
免責金額	5,000円	
お支払いする 保険金等	保険金の種類	お支払いする保険金等の額
	損害保険金	<p>次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または時価金額のいずれか低い額を限度とします。</p> $\text{損害保険金} = \text{損害の額 (時価額)} - \text{他の保険契約等(注)から支払われた保険金}$ <p>(注)この保険契約の保険の対象の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>
	損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします(ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります)。
保険金等をお支払いする 主な事故	<ul style="list-style-type: none"> ●破損 ●盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損 ●台風、旋風、暴風、暴雨風等の風災、電(ひょう)炎、豪雪・雪崩等の雪災 	
保険金等をお支払いしない 主な事故	<ul style="list-style-type: none"> ●火災 ●落雷 ●破裂または爆発 ●水濡れ(風災、電災、雪災により生じた損害を除く) ●いたずら ●騒擾およびこれに類似の集団行動 ●保険の対象を復旧(※)していない場合 ※保険の対象と同一用途のものを、修理または再取得することをいいます。 ●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)の吹込みや雨漏り等による損害 ●戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●保険の対象の欠陥、摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐食によって生じた損害 ●紛失または置き忘れによって生じた損害 ●外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害 ●保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害 ●かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷 ●保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害 ●日本国外で生じた事故による損害 ●保険の対象を売却または譲渡した後に生じた場合 ●被保険者の他の保険契約等で補償される損害(ただし、他の保険契約等で補償された後、さらにこの保険契約で支払うべき保険金が残る場合は、その残りの部分に相当する保険金が支払われます。) <p>※ 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。</p>	

**契約概要
のご説明**

この保険契約の内容について特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。
この書面はこの保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

商品の仕組みおよび引受条件等

この保険は、AUTHENTIC JAPAN株式会社が、ココヘリの会員をご加入者(被保険者)として、引受保険会社と締結した保険契約です。

**注意喚起情報
のご説明**

ご契約に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細は普通保険約款・特約に記載されておりますので、ご不明な点については、保険契約者・取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項等

保険の対象の主たる保管場所を変更した場合等

通知事項に掲げる事実が発生し、保険の対象の設置場所が日本国外となった場合には、ご契約の引受範囲外となります。

この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合もしくは発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、直ちに保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

保険の対象を売却、譲渡する場合

加入者証記載の住所または電話番号を変更した場合

事故が発生した場合の手続き

① 事故にあわれた場合のご連絡等

事故が起こった場合は、次の処置を行ったうえで、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番)

目撃者の確認

② 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。
詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

(※) 事故の内容、損害の願等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(※) (※) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
(3) 保険の対象の価額、損害の額または費用の額を確認する書類 ① 保険の対象の価額を確認する書類 ② 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	引受保険会社所定の保険金請求書 売買契約書、取得時の領収証、棚卸台帳、図面 修理見積書・請求書・領収証、損害明細書、復旧通知書
(4) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類 ② 保険金請求権者を確認する書類 ③ 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ④ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票 委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

ご不明な点がございましたら、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

保険契約者	AUTHENTIC JAPAN株式会社 住所:〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂1-6-15-4F 電話番号:0570-050-556
取扱代理店	ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社 住所:〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町3-1-12 カネセ中央ビル 6F 電話番号:06-6241-2111 FAX番号:06-6241-2112 メールアドレス:cocoheli.jiko@worldins.co.jp
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部第二課 MS&AD INSURANCE GROUP 住所:大阪府大阪市中央区北浜4-3-1 電話番号:06-6233-1512



「アウトドア用品補償制度」事故報告書



MS&AD

三井住友海上

本制度 事故受付窓口 行

西暦20 年 月 日

会員名	フリガナ	会員証番号	
	〒		

下記のとおり報告します。

請求書送付先 (自宅住所)	フリガナ				
	〒				
連絡先TEL					
事故日	西暦20 年 月 日 / 午前・午後			時頃	
事故場所	具体的な場所				
事故状況	詳細に記入ください。(誰が、何をし、何にどうしたら、どうなった など)				
損害物	品名・メーカー・型式	損害形態	折損・曲損・盗難 他()		
購入時期	年 月頃	購入金額			
被害程度	修理可能(見積額: 円) ・ 修理不能※				
修理業者名			修理業者 連絡先		
同様の損害を 担保する 他の保険契約	有・無	有の場合	保険会社	保険会社 連絡先	保険金額
					千円
届出警察名		届出年月日 (西暦)	年 月 日	受理番号	

※盗難の場合は警察への盗難届が必要となります。届出警察名・届出日・受理番号を書き留めておいてください。
(紛失届、遺失物届けとは異なりますのでご注意ください。)

※ 修理不能の場合 お手元の現品は回収させていただく場合がございますので、お手続きが完了するまではお捨てにならないでください。
修理可能の場合 現物の写真をご用意ください。

後日三井住友海上火災保険株式会社へご提出いただく請求書に同封いただきます。この報告書には同封しないでください。

※免責金額(自己負担額)は5,000円となります。

本制度事故受付窓口行 FAX番号 06-6241-2112